

日時：令和5年7月18日（火）
会場：西目高等学校



主権者となる みなさんへ

選挙啓発出前講座

由利本荘市選挙管理委員会
由利本荘市明るい選挙推進協議会

令和4年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
公益財団法人明るい選挙推進協議会会長賞
都道府県選挙管理委員会連合会会長賞 受賞作品
角館高等学校 加藤 里菜 さんの作品

1

本日の内容

I 選挙講座（35分）

- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう
- 情報収集、選挙運動など



©2015秋田県Aランチ

2

本日の内容

I 選挙講座（35分）

- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう
- 情報収集、選挙運動など



©2015秋田県Aランチ

3

選挙ってなに？

選挙(せんきょ)

私たちの代表者を
私たちが直接選ぶ



4

選挙の種類

6種類の選挙があります。

種類		定数 (人)	任期	備考
国	衆議院議員	小選挙区	4年 (解散あり)	県内の定数 3人
		比例代表		東北の定数 13人
	参議院議員	選挙区	6年 (3年毎に半数を改選)	県内の定数 2人
		比例代表		
秋田県	知事	1	4年	
	県議会議員	41	4年	
市町村	市町村長	1	4年	
	市町村議会議員	22	4年	定数は由利本荘市の数

5

主権者とは？

主権者(しゅけんしゃ)

自分たちの国や地域のあり方を、
自ら考え、自ら判断し、
自分たちで決めていく権利を持つ者

= **選挙権を有する者**

6

選挙権と被選挙権

選挙の種類	選挙権	被選挙権
衆議院議員	①満18歳以上	○満25歳以上
参議院議員		○満30歳以上
秋田県知事	②住所要件	①満25歳以上
秋田県議会議員		②住所要件
市町村長		○満25歳以上
市町村議会議員		①満25歳以上 ②住所要件

7

住所要件

- 選挙で投票するためには、選挙権があるだけでなく、市区町村が管理する「**選挙人名簿**」に登録されている必要があります。
- 新住所地で選挙人名簿に登録されるには、転入してから3か月以上居住していることが必要
⇒ 3か月未満の場合は、旧住所地の選挙人名簿に登録
⇒ この場合、旧住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、新住所地で投票できる「**不在者投票制度**」がある。

進学や就職で引っ越した際には、
住民票の異動もお忘れなく♪

8

本日の内容

Ⅰ 選挙講座 (35分)

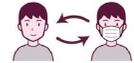
- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう**
- 情報収集、選挙運動など



©2015秋田県さんぽ

選挙のお知らせ ①広報紙

マスク着用の考え方が見直されました



これまでマスクは、密閉で換気不要、密閉では換気義務とされてきましたが、3月3日からのマスク着用は個人の判断が基本となりました。秋田県は正確なマスクの着用が効果的である場合など、次の場合にはマスクの着用を推奨しています。

【密閉空間でのマスクの着用が推奨される場合】

【公共交通機関でのマスクの着用が推奨される場合】

【高齢者施設でのマスクの着用が推奨される場合】

【本人の意思に応じてマスクの着用が推奨される場合】

本人の意思に応じてマスクの着用が推奨される場合、密閉空間や公共交通機関など、換気設備が整っていない場所では、マスクの着用が効果的である場合があります。

【その他】

【お問い合わせ先】

投票日は
4月9日 日

3月31日 告示

秋田県議会議員一般選挙 「あなたが動けば あきたが動く」

選挙管理委員会事務局 西24-6390
秋田県議会選挙管理センター 西24-6390

選挙のお知らせ ②投票所入場券

選挙が近づくと投票所入場券が届きます。

選挙のお知らせ投票所入場券 郵便はがき **選挙事務** 料金後納 郵便

秋田県議会議員一般選挙

投票日 令和5年4月9日(日)

投票時間

抄本番号

受付番号

用紙交付

投票所名

期日前(不在者)投票宣誓書 請求書

私は、秋田県議会議員一般選挙の当日、次の理由に基づき、以下の記載が真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

令和5年 月 日 (1) 住所を記入ください

氏名

住所

職業

理由

由

(オモテ)

※これは由利本荘市のものです。

投票所入場券(オモテ)

オモテにはこんなことが書かれています

選挙のお知らせ投票所入場券 郵便はがき **選挙事務** 料金後納 郵便

秋田県議会議員一般選挙

投票日 令和5年4月9日(日)

投票時間 午前7時00分から 午後7時00分まで

抄本番号

受付番号

用紙交付

投票所名 由利本荘市役所本庁舎

① 自分の住所と名前

〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地 本荘 太郎 様

② 選挙の種類

③ 投票日 (選挙の日)

④ 投票できる時間

⑤ 投票できる場所

選挙のスケジュール～令和5年度秋田県議選の場合～

3/13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31 告示	4/1 期日前投票開始	2
3	4	5	6	7	8 期日前投票終了	9 投票日

17

期日前投票所

<参考> 令和5年4月9日 秋田県議会議員一般選挙（由利本荘市の開設場所）
本荘由利広域行政センター（市役所隣）、
イオンスーパーセンター本荘店、
ナイス本荘インター店、
各総合支所（7カ所）、各出張所（5カ所） 計15カ所



暮らしに身近で便利♪

18

投票所入場券(ウラ)

ウラには期日前投票や不在者投票について書かれています

①
期日前投票が
できる期間や
時間、場所

期日前投票を
する場合は、
宣誓書に名前
や生年月日、
住所などを書
きます

※右の宣誓書をあらかじめご記入いただき、必ずと受付が早く済みます。

期日前(不在者)投票宣誓書 請求書

私は、秋田県議会議員一般選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので期日前(不在者)投票をたく、以下の記載が事実であることを誓い、投票用紙を請求します。

令和5年 月 日 (↓上枠内をご記入ください)

氏名 生年 太 大
月 日 昭 平 年 月 日

住所

理

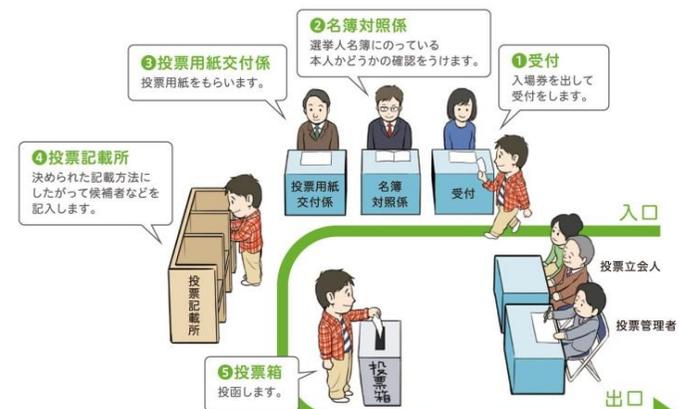
由

○仕事・学業・冠婚葬祭・その他の用務
○投票区域外に外出・旅行・滞在
○病気・負傷・出産等のため歩行困難
○交通至難の態等に居住・滞在
○住所移動のため、本市以外に居住
○天災又は悪天候により投票所に到達するのが困難

(お願い合わせ先)
〒015-8501 由利本荘市尾崎17
由利本荘市選挙管理委員会 0184-24-6389

19

投票のながれ



20

投票用紙の書き方 ～その①～

候補者
男鹿 八郎（おがはちろう）
小坂 美郷（こさかみさと）

まじがった文字を二重線で消して、その横に正しい文字を書けば大丈夫です。
※消しゴムはつかわない。

投票用紙の書き方 ～その②～

候補者
男鹿 八郎（おがはちろう）
小坂 美郷（こさかみさと）

候補者でない人の氏名を書いている
候補者の氏名だけでなく他のことも書いている
二人以上の名前を書いている

本日の内容

- Ⅰ 選挙講座（35分）
 - 選挙について考えよう
 - 投票の仕方を知ろう
 - 情報収集、選挙運動など**



情報を集めるには？

① 選挙公報

情報を集めるには？

【選挙公報の「見方」】

- ◎決められたスペースの中で、候補者が最も訴えたいことがわかりやすく記載されている！
 - ◎最も訴えたいことは、大きく記載されている！
 - ◎複数の候補者の主張を見比べることができる！
- ⇒自分の考えにぴったり合致する候補者は
いないかもしれません・・・

「これだけは◎or×！」の視点

25

情報を集めるには？

② 政見放送

(衆議院・参議院・県知事選挙)

③ インターネット

(候補者・政党のホームページやSNS)



26

情報を集めるには？

④ 選挙ポスター (ポスター掲示板)



⑤ 街頭演説 (選挙カー)



⑥ 個人演説会



⑦ 選挙運動用ビラ・葉書



⑧ 新聞・テレビ



27

選挙運動

- 特定の選挙 について、
- 特定の候補者 の
- 当選を目的 として、
- 投票を得 又は 得させるために、
- 直接 又は 間接 に行われる行為

28

28

選挙運動

●選挙権を持つ人は、選挙運動をすることができます。

▶候補者だけでなく、有権者もできます。

<選挙運動ができない人>

- 満年齢18歳未満の者
- 選挙事務関係者
- 特定公務員
- 選挙犯罪により選挙権・被選挙権を有しない者

29

29

選挙運動の方法

文書図画 (ぶんしょとが)

はがき、ビラ (チラシ)、新聞広告、ポスター、立札、看板、たすき、選挙公報、インターネット など

※文字や記号、絵、写真などが記載されたすべてをいいます。

言論・その他

演説会、街頭演説、連呼行為、政見放送、経歴放送
電話での投票依頼、個々面接

30

30

インターネット選挙運動

●満18歳以上であれば可能です。

- ①ウェブサイト (ホームページ)
- ②ブログ・掲示板
- ③SNS (Twitter、facebook、LINE等)
- ④動画共有サービス (YouTube、ニコニコ動画等)
- ⑤動画中継サイト (④の生放送等)

31

31

インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

↓選挙運動の方法等に関する規制 (例)

選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



32

32

インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

↓選挙運動の方法等に関する規制（例）

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



33

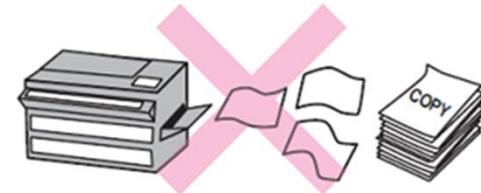
インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

↓選挙運動の方法等に関する規制（例）

HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



34

インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

↓選挙運動の方法等に関する規制（例）

18歳未満の選挙運動は禁止されています！

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



35

年齢満18歳未満の選挙運動禁止

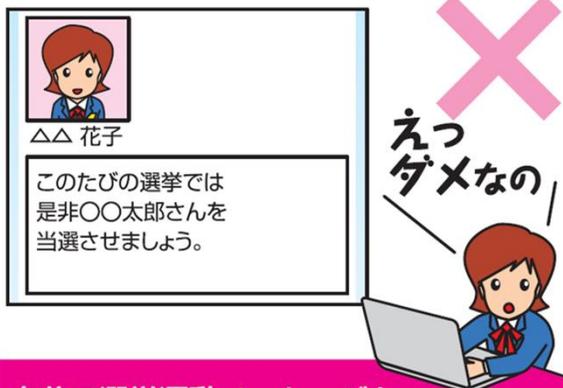
満18歳未満の者はすべての選挙運動が禁止されています。パソコンやスマートフォンなどを使う際にも注意が必要です。

- 選挙運動メッセージを掲示板やブログなどへの書き込みむこと。
- 他人の選挙運動の様子を動画共有サイトに投稿すること。
- SNSで選挙運動用の投稿をシェアしたり、リツイートしたりすること。

36

36

年齢満18歳未満の選挙運動禁止



自分で選挙運動メッセージを
掲示板・ブログなどに書き込み

37

37

18歳未満の選挙運動禁止

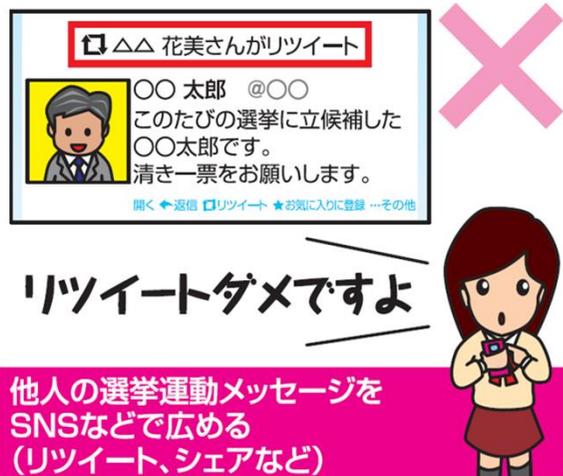


他人の選挙運動の様子を
動画共有サイトなどに投稿

38

38

年齢満18歳未満の選挙運動禁止



他人の選挙運動メッセージを
SNSなどで広める
(リツイート、シェアなど)

39

39

年齢満18歳未満の選挙運動禁止



送られてきた選挙運動用
電子メールを他人に転送 (電子メールでの選挙運動の禁止)
※一般有権者も禁止されています。

40

40

選挙違反

選挙違反は「犯罪」として、処罰の対象となっており、候補者や選挙事務所関係者だけでなく、有権者にも適用されます。

- ◇金銭などで票を獲得する
→買収罪
- ◇候補者への脅迫や選挙ポスターの毀損など
→選挙妨害罪
- ◇有権者でないのに投票を行うなど
→投票に関する罪

41

41

選挙違反

罰金・禁錮・懲役などの刑罰が科せられ、一定の期間、選挙権や被選挙権などの公民権が停止されます。

- 新たに選挙権を得た18歳、19歳の未成年者が選挙犯罪を行った場合
→少年法の規定が適用され、家庭裁判所に送致されることになります。
- ただし、その犯罪が「選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす」ような場合
→成人と同じ刑罰に処せられることになります。

42

42

最後に

+ 秋田県の投票率は全国的に見れば上位！
(ですが、最近は低下傾向・・・)

- 若い世代の投票率が低い

若い世代の意見が
政治に反映されなくなる可能性がある

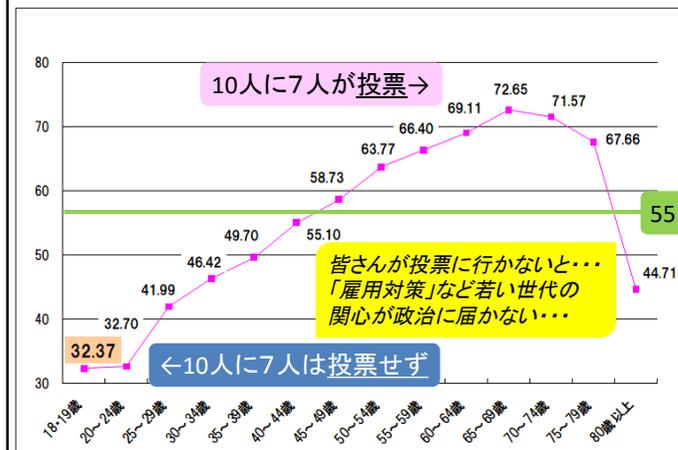
対応策は…

- 期日前投票制度や情報収集の方法などを知る
- 自分たちの身近な生活と政治の関わりを意識する

投票で自分の意思を示す

43

なぜ投票することが大事なのか？



44

今後の選挙の執行予定

予定時期	種類	任期満了日
令和7年4月上旬	秋田県知事選挙	令和7年4月19日
令和7年4月上旬	由利本荘市長選挙	令和7年4月19日
令和7年4月上旬	由利本荘市議会議員補欠選挙	
令和7年7月	参議院議員通常選挙	令和7年7月28日
令和7年10月	由利本荘市議会議員一般選挙	令和7年10月31日
未定	衆議院議員総選挙	令和7年10月30日

選挙の主役はあなたです！

選挙権を持ったら選挙へ行こう！

